
函館市LPガス利用者負担軽減
支援事業費補助金
説明資料

函館市経済部工業振興課

令和5年9月22日

はじめに

このたび、函館市では、
LPガス料金高騰の影響を受けている利用者の負担軽減を図るため、
北海道の支援事業の対象外となっている『工業用利用者』に対し、
LPガス販売事業者のみなさまを通じた支援を実施いたします。

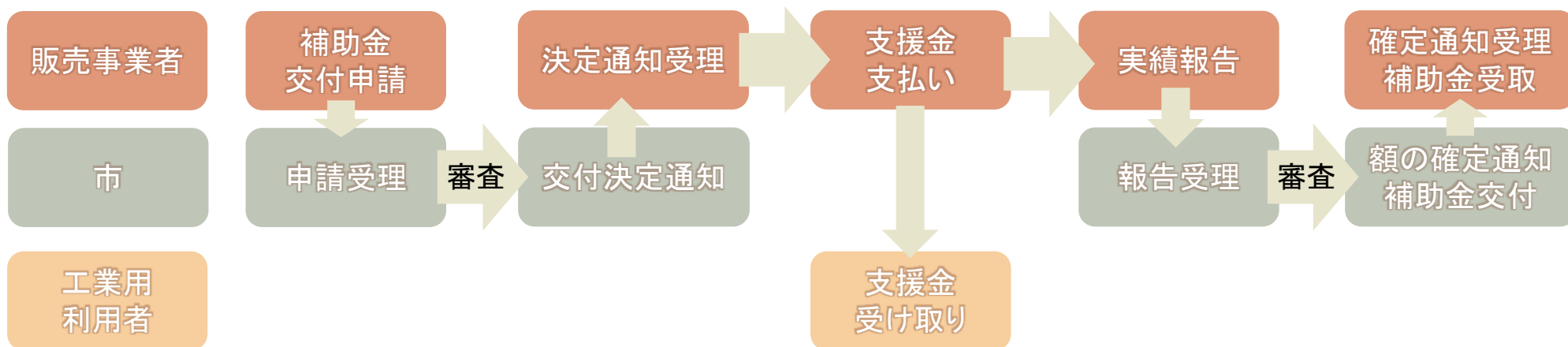
販売事業者のみなさまにおかれましては、お手数おかけし大変恐縮ですが、
本説明資料および補助金交付要綱を十分ご確認いただき、
本補助金の申請および交付を受ける際は
手続きを適切に行っていただきますようお願い申し上げます。

①事業概要

販売事業者が、LPガスを工業用に利用するお客様(工業用利用者)に対し、支援金を支払った場合、市は、支援金額＋経費等の相当額を販売事業者に対して補助します。

(事前の申請および支援金支払い後の実績報告が必要です。)

【手続きの流れ】



② 支援金（販売事業者⇒工業用利用者）

販売事業者から工業用利用者に対し、下記のとおり支援金をお支払いいただきます。

【支援金額】

令和5年2月検針分から令和5年10月検針分において
請求したLPガス料金のうち、最も高い金額（消費税等相当額を含む）に
相当する額

※1契約あたり上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の場合は2千円

【事前の申請】

販売事業者は、函館市に対し事前に申請を行い、補助金の交付決定を受けてから
工業用利用者に支援金をお支払いいただきます。

③対象となる工業用利用者

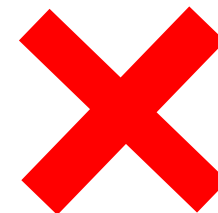
○下記のいずれにも該当する利用者

- ・高圧ガス保安法の適用を受けるLPガスを工業用に使用する者
- ・函館市内を使用場所として契約している者



※下記に当てはまる場合は対象外となります

- ・質量販売(屋外で移動して消費する場合)^{注1}
- ・一般消費者等(北海道の緊急支援事業による値引き対象者)



注1:ガスボンベやバルクタンクを貯蔵設備に固定し、工場などの消費設備へガスを供給する形態であって、容器交換またはタンクローリーからの充填による質量販売については対象となります。

④補助金(市⇒販売事業者)

販売事業者は、工業用利用者に対し支援金を支払った後、市に対して実績報告書を提出。市は、実績報告の内容を審査し、補助金の額が確定後、販売事業者に対し補助金の額を通知し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

支援金として支払った金額＋支援金を交付するための経費(定額3万円)

例)

〔支援金〕

A社に対する支援金 80,000円

B社に対する支援金 100,000円

C社に対する支援金 2,000円

支援金計 182,000円

〔経費〕

＋ 定額 30,000円 = 212,000円

〔補助対象経費〕

⑤スケジュール

	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2
支援金額 対象期間	[Blue bar from R5.2 to R5.10]												
補助金 交付申請									[Green bar from R5.10 to R5.11]				
支援金 支払い									[Orange bar from R5.10 to R6.1]				
実績報告												[Yellow box: 支援金振り込み後30日以内]	

期間内の最も高い金額

= 支援金額

※上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の
場合は2千円

支援対象者や支援金額

等を確認できる書類を
添えて市に申請

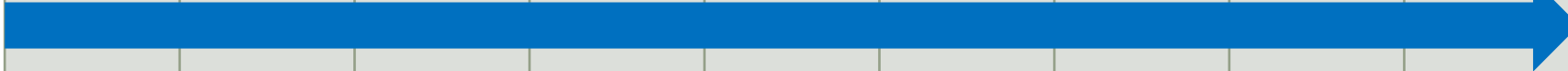
(R5.11.30まで)

交付決定通知後、
工業用利用者の口座へ
1回限り振り込む。

(R6.1.31まで)

支援金を振り込み後、
30日以内に市へ実績報告

⑤-1 支援金額対象期間

R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10
								

○令和5年2月検針分から令和5年10月検針分において
請求したLPガス料金のうち、最も高い金額(消費税等相当額を含む)に
相当する額を支援金額とします。

※1契約あたり上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の場合は2千円

⑤-2 補助金交付申請




○申請書類:

- 1 補助金等交付申請書(別記第1号様式)
- 2 補助対象経費内訳書(別記第2号様式)
- 3 最も高い金額のLPガス料金を確認できる書類の写し
(請求書控え, 口座振替済通知控え等)

○申請期間: 令和5年10月1日から令和5年11月30日まで

○申請後, 市から交付決定について通知します。

⑤-3 支援金支払い

R5.10	R5.11	R5.12	R6.1
			

○交付決定を受けてから、令和6年1月31日までの間に、工業用利用者に支援金を交付する。
(工業用利用者の口座へ1回限り振り込む)

※函館市の支援事業により支援金が支払われる旨、工業用利用者へのお知らせは必須です。

お知らせ例

令和 年 月 日

(工業用利用者名) 様


L Pガス料金支援のお知らせ

函館市の支援により、令和5年2月検針分から令和5年10月検針分までの間におけるLPガス料金のうち、最も高い金額に相当する額_____円(上限10万円)を支援金として貴社の口座へ振り込みましたので、ご確認をお願いします。

(販売事業者名)

⑤-4 実績報告

R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2



○提出書類:

- 1 補助事業等実績報告書(共通第11号様式)
- 2 補助対象経費内訳書(別記第2号様式)
- 3 支援金の支払いが確認できる書類の写し
(対象となる工業用利用者の名称が明記された振込
明細書等)
- 4 「LPガス料金支援のお知らせ」の写し
(対象となる工業用利用者の名称が明記されたもの)
- 5 補助金の振込先となる口座情報

○提出期間: 支援金を振り込んだ日から起算して30日以内

例) 10月1日支援金振り込み ⇒ 10月30日までに実績報告

(30日後が休日にあたる場合はその翌日まで)

※一律に令和6年2月29日までではないのでご注意ください!

⑥問合せ先等

函館市ホームページにて、事業の詳細をご覧いただけるほか、各提出書類の様式をダウンロードいただけます。

【問い合わせ先】

函館市経済部工業振興課(担当:三橋,下川)

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

TEL:0138-21-3316

Mail:kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp



様式ダウンロード用
QRコード

申請書類につきましては、上記宛て持参・郵送・メールにてご提出ください。

※申請書類は提出締切日必着でお願いいたします。